

平成 25 年度 第 1 回 泉佐野市環境衛生審議会 会 議 会 録

- 1 日時 平成 25 年 11 月 11 日（月）午後 2 時～午後 4 時 15 分
- 2 場所 泉佐野市役所 5 階 理事者控室
- 3 議題 諮問事項① 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について
諮問事項② 泉佐野市動物適正飼養条例の制定について

4 出席者等

○出席委員

- 会 長：村田 正博（泉佐野市町会連合会会長）
齋藤 浩一（泉佐野保健所生活衛生室長）
高橋 光子（泉佐野女性センターネットワーク）
藤田 正憲（大阪大学名誉教授 工学博士）
藤原 梶太郎（市民公募）

○欠席委員

- 副会長：神藤 勵（社団法人泉佐野市人権協会理事長）
高道 静男（社団法人大阪府公衆衛生協力会泉佐野支部長）
濱崎 忠親（泉佐野商工会議所会頭）
堺谷 スヤ子（市民公募）

○市出席者

- 市長 千代松 大耕
事務局：生活産業部長 溝口 治
環境衛生課長 白井 栄三
環境衛生担当参事 梅谷 政信
環境衛生課主幹 河野 薫

5 傍聴者 2 名

6 審議記録（抜粋）

- ① 開会～配布資料確認（司会白井）
- ② 委員紹介（生活産業部長より）
- ③ 市出席者紹介（司会より）
- ④ 溝口臨時議長進行により会長に村田正博氏、副会長に神藤勵氏を選出
- ⑤ 村田会長より就任挨拶
- ⑥ 千代松市長より諮問～諮問書読上

- ⑦ 市長退席
- ⑧ 審議（これより村田会長を議長とした議事進行）

-----諮問事項① 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について-----

【藤原委員】

家庭ごみと事業系ごみの比率はどれくらいか。

【事務局（梅谷）】

家庭ごみの方が少なく、約40%です。

【事務局（溝口）】

資料の10頁をご覧くださいか。

【藤原委員】

すると、対策の効果をあげるには事業系ごみの方に重きをおいた方が、より効果が大きいのことだ。

【事務局（梅谷）】

目標達成に向けた取り組みとして、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所における直接搬入ごみの展開調査の強化・充実をあげていますが、直接搬入ごみは大半が事業系であり、事業系のごみにより重きを置いた対策となると考えています。

【藤原委員】

すると魅力があるのは厨芥類だ。事業所の厨房から出てくる生ごみの肥料化が進めば非常に効果が大きい。それともう一点、汲み取りの汚泥を燃やさずに直接処理はできないのか。

【事務局（溝口）】

し尿汚泥のことだと思います。第1事業所から出る年間約2000トンのし尿汚泥を、第2事業所で焼却処理しています。従来は第1事業所で、脱水、乾燥、焼却し、フェニックスまで運んでいました。しかしながら第1事業所も老朽化が進み、乾燥以降の工程ができなくなりました。その改修に数十億円のコストが必要ということもあり、第2事業所で焼却することとなったという経緯があります。

【藤原委員】

それを焼却せずに肥料化できないか。

【事務局（溝口）】

施設組合でも固形燃料化や肥料化の検討がなされてきたが、それらにもやはりかなりのコストがかかるかと聞いています。

【高橋委員】

主婦目線から。家庭ごみにはまだ分別されていないものが混ざっているということについて、これはやはり勿体ない。若い方には何もかも黄色い袋に入れるような方がいらっしゃる。将来を担っていく子供達や若いお母さん達に対して、行政から教育という部分で何か取り組みをして頂けたら。

【事務局（溝口）】

仰って頂いたように、教育、中でもお子さんに、どうやってごみのリサイクル等についてご理解頂くかというようなことを考えていかなければならないと思います。ご存じかと思いますが、小学校の四年生を対象に、社会科の一環として施設組合に来て頂いて、分別やごみ処理について知って頂くという取り組みをしています。もう一つ、環境衛生課で出前講座という講座を持っています。町会さん

等の団体さんから声をかけて頂けたら、こうした資料を示しながら、まだ資源化の余地がありますよとか、分別して頂いた資源がどのように活用されているかといったご説明をしています。今後もこうした取り組みに力を入れていかなければと考えています。ご依頼頂ければどんどん出向きますので、よろしくをお願いします。

【藤田委員】

平成18年度からごみの有料化をはじめられたということだが、ごみの袋はいくらなのか。

【高橋委員】

10円、20円、50円とあります。

【事務局（溝口）】

10ℓ、20ℓ、50ℓの三種類がございまして、それぞれ1袋当たり10円、20円、50円の手数料を頂戴しております。

【藤田委員】

なぜかという、19頁を見ていると、かかっている経費は手数料による収入の何十倍であるので、手数料の額が果たして妥当であるのか一度考えないといけないというのと、もう一つ、目標で搬入ごみを20%削減とあるが、ルールの中では排出業者が搬入するとある。排出者が直接搬入せず業者を使う場合はないか。

【事務局（溝口）】

手数料の額は、19頁でご覧頂いている経費のうち、中間処理及び組合負担金にかかる部分、処理コストの20%に相当する額を市民負担としてお願いするという設定です。20%が妥当かどうかという議論はありますが、平成18年度に有料化を開始した時点では、泉佐野市が近隣では最初の事例であり、それまで0円であったものが、いきなり40%、50%の負担というわけにもいかず、処理コストの約20%に設定したという経過がございまして。コストに見合った負担を求めていくのかということについては、ジレンマがあり、ごみの量が減ればごみ処理コストは増えていきます。その部分を更に手数料に上乗せしていくということについては議論があり、当初の設定のまま推移しているというところではあります。

【藤田委員】

それは市の政策決定であるのでいいのだけれど、問題は後の方の質問に関連してくるのだが、直接搬入について、排出業者が直接持ってくるのなら問題ないが、パッカー車みたいなもので持ち込まれたなら、何が入っているか分からない。なぜかという、一人当たりのごみの量が泉佐野市は府内でも大きい。なぜ大きいのかという点を見ておかなければ。排出者が持ってくるのはいい。これがきちっと守られているかというのが大きなところではないか。そこをターゲットにするのはいいと思う。

【事務局（溝口）】

当市の一番の特徴としては事業系のごみが多いということ、中でも直接搬入してくるごみが多いということで、そこをターゲットにしていかに減量化、適正化をしていくかということを経営の目標の一つとして掲げさせて頂いております。当市はなぜ事業系が多いのかという原因は、一つにはりんくうタウンのごみを抱えているということです。ここのごみが年間に約3500tあります。もう一つ、事業系のごみは許可業者に収集運搬してもらうか、もしくは自分で持ち込むか二つの方法がありますということで説明しております。泉佐野では特に自己搬入が多い。それは自らの事業所から出るごみもそうですし、藤田委員が仰ったように例えば植木の剪定業を営む業者が剪定枝を持ち込むといった場合があります。これには本当にそれが泉佐野市内で出たものかどうかグレーなところがあります。

搬入する業者の所在地が泉佐野市内であり、搬入証明書の発行を受けて持ち込んでくる場合、それが市内で出たごみかどうか確実に把握する方法はありません。そうした排出元がグレーな搬入についての確認、また産業廃棄物に該当する品がないかどうかということに着目し、今もやりかけている展開調査を今後どんどん強化していきたいということで、今回計画に書かせて頂いております。

【藤田委員】

大阪市でも委員をしているが、やはり展開チェックは有効だ。そうしないと直接搬入の場合にはなかなかチェックが入らない。それが結局連動するというのが処理費だ。安いと誰でも持ってくる。例えば容り法で分けるように決められていても、事業者としたら一緒に出す方が楽だ。そういう意味ではそこのところ、どういう対応するのかという具体的な施策を持っておかないと、なかなか20%減は厳しい。

【事務局（溝口）】

今仰って頂いたところが一番の肝でございます。一番多いところにターゲットを絞っていくというのが一番の肝になる部分だと思っています。

【高橋委員】

第二事業所に行くことがあるが、一般の人よりトラックの方が多い。一時になっただけで並んでいる。大変だと思うが、抜き打ちでもやってくれたら。

【事務局（溝口）】

今全て抜き打ちでさせて頂いております。

【藤原委員】

山手の方にはリサイクル業者が多い。そういうチェックをたまにやらないことには。

【事務局（溝口）】

例えば家電リサイクル法が定めている物品について、不適当なルートで回収されているような業者は今仰るようになり見受けられます。これは大阪府と実際にそこに立入を行い、不適当なことを行っていないかどうか確認をしているのですが、これもいちごっこになっているのが現状です。今仰って頂いたことも含めて、実際に有効な手段をどう構築していくのかということが我々に課せられたことだと思っています。今考えられる一番の有効策というのは抜き打ちチェックです。これに力をいれてやっていきたいと思っています。

【藤田委員】

5章の目標、これは結構だと思う。事業系可燃ごみの組成や、家庭系可燃ごみの組成調査を見て、どの辺に着目して減らしていこうかということを、計画の中でどこかに一行二行でも書いておかないと、担当の方も何をもって減らすのかということが見えてこないんじゃないかと思うので。計画の中にもそれなりの施策は少し、非常に細かく具体論は求めないが、特にまだまだリサイクルできるものについては、ここをターゲットに絞り込めば十分20%は可能だということを書かれた方がいい。それが先ほど高橋さんが言われたように教育につながっていく。

【事務局（溝口）】

産業構造でも見て頂いたように、飲食・サービス業が4割、卸売・小売業が3割程度あります。ごみの重量からいうと一番重さがあるのが厨芥類。食品リサイクル法制定以降、大手の外食チェーンやスーパーさんをでは、食り法のルートで処理されているところが増えているように聞いております。泉佐野市でも、コープさんが食り法のルートでリサイクルを実施されております。そういった動きを他のスーパーさんや外食産業さんに啓発指導していく、これを一つのメニューとして載せていければ

と思っています。

【藤原委員】

減量化について、外国の減量化対策は何か資料はないか？ フランス留学から戻った人に聞いたところ、現地での生活習慣から、日本に帰ってからもごみを出す量が少ない。向こうはごみをだすのがものすごく高いため、ごみを出さない生活を心がけているのではないか。そうした体験を聞いてみたいと思った。再資源化について、最近事業所ではパソコンから出る資料等で紙ごみが大量に出る。シュレッダーで切って燃やす、そういうごみがますます増えていくと思う。どうしたらいいのか今のところヒントはないが、それとごみの処理経費のことだが、ごみは何で燃やしているか？

【事務局（溝口）】

燃料は重油です。

【藤原委員】

バイオ燃料とか、廃油を回収して燃料にするとかして経費削減につなげられないか。

【事務局（白井）】

ごみは着火したあと送風して自燃させています。

【事務局（溝口）】

着火するだけの燃料です。

【藤原委員】

燃料は少なくてすむんですね。もうひとつ、瀬戸物類を分類させながら、処理場では一緒に放り込んでいるのはどうして？

【事務局（溝口）】

瀬戸物は粗大ごみの一種です。他のタンスや金属製品と同じで、一旦破碎します。その後、燃えるもの燃えないものに分けます。瀬戸物は破碎後最終フェニックスへというルートになります。

【村田会長】

活発なご審議ありがとうございます。既に相当の時間が経過しており、二つ目の案件もございますので、只今の案件につきましては一旦審議を終了し、皆様から頂いた貴重なご意見を事務局おいて取りまとめ、次回修正案をお示ししたいと存じますがいかがでしょうか。

【一同】

異議なし。

【村田会長】

ご異議がないようですので、そのように取り計らいます。

-----諮問事項② 泉佐野市動物適正飼養条例の制定について-----

【藤田委員】

一つだけ、非常に事務局から懇切丁寧に市ができる範囲を説明して頂いた。例えば第4条に規定する指導と、府条例に定める事項は同等ではないかというふうに言われたいか。府条例と前は同じだ。そうすると、同じことを載せるということなら、作る必然性はどうか。もう一つは、せっかくイエローカード作戦がうまくいっているなら、これを延長すればいいのではないかという論も出てくると思う。その時に、必要であるという理論武装ができるかどうか。

【事務局（溝口）】

資料の4頁にございます目的、定義、飼養者の遵守事項、これにつきましては委員ご指摘のとおり府条例をそのまま頂戴している状況です。資料2-2の動物愛護管理法の第9条におきまして、どんな書き方をしているかと。第9条に限って主語は地方公共団体となっております。25条、46条の2では都道府県知事です。泉佐野市が動物愛護管理法に基づいて何らかの条例を規定しようとする場合この第9条が根本原則となって、要は大阪府の権限とバッティングしないように市の条例を定めていこうというのが今回のおおまかな作りです。市条例について使用者の遵守事項が府のそれと合せているところは、例えば犬猫の苦情関係がどういうルートで公共に入るかと申しますと、法の作りをご存じの市民さんはなかなかいらっしゃいません。当然まず市役所に入ります。市の職員がお聞きをして、府に協力を求めに行くというのが現状です。そういう意味で、遵守事項を合さなければならないというのが1点ございます。その中で府と市は何が違うのかといえば、大阪府は遵守事項を守らなかった場合には改善命令ができる。命令にも従って頂けない場合には30万円の罰金を科すことができる。いわゆる不利益処分ができるのが大阪府ということになります。その前段で、泉佐野市が苦情者や行為者の元へ行って、どういう状況かを確認し、市としてもそういう状況を改善して頂くという一定の指導をしなければならない。これが今回の条例です。その指導するにあたって、府の職員と同行して確認していこうということで協力を求めることができるという形にしています。大きな違いは、府は不利益処分ができます、市は行政指導しかできないというところが大きく違っております。それと、犬に特化すればイエローカード作戦が一定の効果を見ておりますが、犬以外の動物例えば猫については家庭の中でいわゆる猫屋敷になってご近所から苦情を頂く例があります。近隣の生活環境に重大な支障をきたしている場合もあるので、そうした行為に指導をしていきたい、また大阪府ともタイアップして啓発も含めて指導していきたいというのが今回の条例の制定趣旨でございます。

【藤田委員】

猫って制限できるのかな。例えばカラスを好きで自宅で餌をやっている人がいる。うるさいからクレームがくる。野良猫の餌やりとどう違うのかと言われた。一緒です。カラスが嫌だから嫌だと言っているだけで、餌をやる行為は同じだ。カラスがフンをしたのはその人の責任なのか、ものすごく難しい。

【齋藤委員】

まさにそこが市の条例に書かれている飼養者の占有者というところが餌やりだ。これが大変問題になっている。保健所としていろいろ苦情を受けている中で一番困っているのは、地域の方だ。可愛がる人は勝手に餌をやる、そしてほったらかす。市の方もその辺ご苦労されていると思います。まさに今回市で作られる条例はすごくいいことだと思います。先進的だし、市民の方々に理念的にしっかり位置づけるという意味では十分条例的には効果がある。これはモラルの問題だ。法律上で規制するところまではいかないが、困っている方がいる以上、何らかの手をうたなければならない。これは地域ぐるみでやっていかなければならない。行政だけでは費用対効果からしても難しい。藤田先生が仰るように、ちゃんと飼われている方からは当たり前のことでも、一部の不心得の方、可愛そうだからといって餌をやる、集まってくる、特に猫が大変問題になっている。集まってきた猫があちこちでふんをしたりして飼っていない方が迷惑する。市だけではなく、都道府県レベルも一緒になって、地域の皆さんも一緒になってやらないと難しい問題だと思うので、こうした理念的な条例は一つの手段だ。

【藤田委員】

ただ、意外と抜け穴があるのではないか。例えば飼育という言葉がある。飼ってないといわれたら

どうするか。

【齋藤委員】

まさに今回動愛法で、餌やりを占有者として法律的にとらまえている。餌をやっているという事実関係があれば該当する。いきなり罰金というわけにはいかないが、何度か指導を重ねていうことをきかなければ罰金刑または告発といったことも可能になる。一定の足かせがないと、皆さんの意識が変わらない。まさに先ほどのごみの問題も同じだが、教育をしっかり若い人にしていかないと。積み重ねが大事だ。こうした理念条例的なもので市民の皆さんに意識をもってもらおうというのは第一歩になる。

【藤田委員】

興味深く、前向きな気持ちであるが、ただ抜け道がないかということが気になる。1日だけパンくずをやったと開き直られた場合とか。自分の町内に飼えなくなった犬猫を飼い手がつくまで預かるといふ NPO がある。町会でクレームをつけたが指導できない。家の中で飼っており、鳴き声も短時間だからということで法的には何もできなかった。

【齋藤委員】

和泉市の方でたくさんの犬を飼っている家があった。和泉保健所等が再三警告を行ったが応じず、最終的には警察が入って、府が引き取った。ほとんどが病気という実態だった。そういうときに地域の皆さんと一緒に取組まなければ、個人の財産なので難しい。やはりまず意識をもってもらうところから始めないと。

【藤原委員】

この条例は市民の感覚からしたら、モラルの向上になるし進歩だと思う。民家の近くでは犬のフンは減った。ただ、市の条例違反ですという看板はどうなるか？ 行政指導だけになるのか？

【事務局（溝口）】

ポイ捨て行為の中の一つということで、過料を徴収するというので、看板をそのまま有効です。

【藤原委員】

犬のフンで病気やダニの元になるといった面の PR も必要ではないか。放置すれば自分に還ってくるということ。

【事務局（溝口）】

動愛法の枠組みは、簡単に言えば権限と不利益処分は都道府県、保健所政令市にあります。ただ、法第9条の中でそれ以外の市町村も啓発条例的なものをこしらえて、都道府県ともタイアップしながら、実際に迷惑を蒙られている方の生活環境の保全をしていくという目的を含めて今回こうした条例を。こうした目的ではおそらく全国初めてだと聞いております。府でも2月に条例改正を検討なされている、動愛法自体も9月に改正された。今後は多頭飼育や動物への虐待防止についてもこうした条例をもとに指導啓発 PR をしていきたいと思っています。そういう趣旨で今回制定を目指していますので、ご理解頂ければと思います。

【齋藤委員】

もともと動愛法が改正されたのはペットショップから始まった。今までペットショップの取り締まりがなかった。大きな法律的なものはペットショップや実験動物の関係の規制になります。市民の皆さんが一番困るのは犬猫のモラルの問題。あまり動愛法の中ではそこは薄かった。府と市と一緒に進めていく中でいいモデルになるのかなど。

【高橋委員】

実際的には、一度飼ったら大事にすることだ。

【事務局（溝口）】

捨てないということが一番強調したい。

【村田会長】

他にご意見ご質問はございませんか。

【一同】

なし。

【村田会長】

ないようでございますので、只今の案件につきましては、皆様から頂いた貴重なご意見を事務局において取りまとめ、次回答申案をお示ししたいと思いますがいかがでしょうか。

【一同】

異議なし。

【村田会長】

ご異議がないようでございますので、そのように取り計らいます。

以上で本日の審議会を終了いたします。なお、次回の審議会については来年1月中旬の開催を予定しておりますが、事務局が調整のうえ各委員に通知させて頂きまのでよろしく申し上げます。

本日はお忙しいところご出席頂きましてまことに有難うございます。